

官 報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業五三)

○ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(同五四)
○経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令(同五五)

〔告 示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件(国家公安委三〇)
○普通自転車の型式認定番号を指定した件(同三一)

○ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の全部を改正する件(厚生労働三八〇)

○自然環境保全法第二十七条第三項第五号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件(環境八一)

○自然公園法第二十二條第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件(同八一)

〔公 告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める
公示関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人水資源機構平成二十一年事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録、特定計量器型式承認関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○経済産業省令第五十三号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第四十一条及び第四十六条第一項の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年十一月一日
経済産業大臣 大畠 章宏

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和四十三年通商産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一 半密閉式瞬間湯沸器の項中

不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	<ol style="list-style-type: none"> 熱電対式のもの フュームロッド式のもの COセンサ式のもの パインタル式のもの サーミスター式のもの その他のもの
不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	<ol style="list-style-type: none"> 熱電対式のもの フュームロッド式のもの COセンサ式のもの パインタル式のもの サーミスター式のもの その他のもの
暖房部の有無	<ol style="list-style-type: none"> あるもの ないもの
水通路の構造(暖房部を有するもの)	<ol style="list-style-type: none"> 一年二水路式のもの 一年三水路式のもの 二年二水路式のもの 二年三水路式のもの その他のもの

改め、同別表開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項中

を に を

暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
水通路の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一併二水路式のもの (2) 一併三水路式のもの (3) 二併二水路式のもの (4) 二併三水路式のもの (5) その他のもの

改める。

別表第三半密閉式瞬間湯沸器の項中「断熱的」の「J」(暖房機能(加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉式瞬間湯沸器の項及び開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項において同じ。))を有するもの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続)を加え、同表開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項に次のように加える。

12の2 暖房機能を有するものは、密閉式又は屋外式であること。

別表第三開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項31中「断熱的」の「J」(暖房機能を有するもの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続)を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第二項の証明書の交付を受けている特定液化石油ガス器具等に係るこの省令による改正前の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第五条の型式の区分については、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第二の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)別表第二の上欄に掲げる特定液化石油ガス器具等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十四号

ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十九条の五及び第三十九条の十第一項の規定に基づき、ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月一日

経済産業大臣 大島 章宏

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項中

給水自動ガス弁の構造	(1) ダイヤラム式のもの (2) 水流スイッチ式のもの (3) その他のもの
------------	---

暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
水通路の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一併二水路式のもの (2) 一併三水路式のもの (3) 二併二水路式のもの (4) 二併三水路式のもの (5) その他のもの

改める。

別表第三半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項中「断熱的」の「J」(暖房機能(加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。))を有するもの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続)を加え、同表開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項に次のように加える。

12の2 暖房機能を有するものは、密閉燃焼式又は屋外式であること。

別表第三開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項31中「断熱的」の「J」(暖房機能を有するもの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続)を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にガス事業法第三十九条の十一第二項の証明書の交付を受けている特定ガス用品に係るこの省令による改正前のガス用品の技術上の基準等に関する省令第五条の型式の区分については、この省令による改正後のガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第二の規定にかかわらず、ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)別表第二の上欄に掲げる特定ガス用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十五号

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の二第一項及び第三十二条の十五の規定に基づき、経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月一日

経済産業大臣 大島 章宏

経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令(平成二十年経済産業省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項中

点火装置及び消火装置の状態	(1) 点火時に異常がないこと。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。
燃焼状態	給湯量を最大にして、及び出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.17パーセント以下であること。
点火装置及び消火装置の状態	(1) 点火時に異常がないこと。 (2) 停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。
不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。

不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。
燃媒体通路部の状態	燃媒体通路部又はその接続口から燃媒体の漏れがないこと。
燃焼状態	暖房部の負荷及び設定温度を最大にした上で、給湯量を最大かつ出湯温度を最高に設定した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。
燃焼状態	給湯量を最大かつ出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第三十号
道路交遊法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の二第三項の規定に基づき、同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年十月十五日付けをもちつたのより型式認定車両を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続きに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月一日
国家公安委員会委員長 照野とくみ子

型式認定番号	駆動補助機付自転車等の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 N10-30	電動ハイブリッド自転車 CY-VH700A	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町7丁目101番地
交 N10-31	NDDP63 ENDP63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13-13
交 N10-32	電動アシスト自転車 LC-10E20234	株式会社モータービック 大阪府大阪市中央区南船場三丁目8番7号
交 N10-33	電動アシスト自転車 LC-10E20216	株式会社モータービック 大阪府大阪市中央区南船場三丁目8番7号
交 N10-34	20型アシスト自転車 20ML-D-HS	堀野自動車株式会社 大阪府堺市堺区三笠町5丁目287番地2

○国家公安委員会告示第三十一号
道路交遊法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年十月十五日付けをもちつたのより型式認定車両を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続きに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月一日
国家公安委員会委員長 照野とくみ子

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 A10-30	電動ハイブリッド自転車 CY-VH700A	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町7丁目101番地
交 A10-31	NDDP63 ENDP63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13-13
交 A10-32	電動アシスト自転車 LC-10E20234	株式会社モータービック 大阪府大阪市中央区南船場三丁目8番7号
交 A10-33	電動アシスト自転車 LC-10E20216	株式会社モータービック 大阪府大阪市中央区南船場三丁目8番7号
交 A10-34	20型アシスト自転車 20ML-D-HS	堀野自動車株式会社 大阪府堺市堺区三笠町5丁目287番地2

○厚生労働省告示第四百二十五号
臨床研究に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第四百二十五号）の全部を次のとおり改正し、平成二十二年十一月一日から適用することとしたので公表する。

平成二十二年十一月一日
厚生労働大臣 細川 律夫

目次

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 用語の定義

第3条 適用範囲

第4条 対象疾患等

第5条 対象となるヒト幹細胞等

第6条 基本原則

第1条 倫理性の確保

第2条 有効性及び安全性の確保

第3条 品質等の確認

第4条 イソプナーآمد・コンセントの確保

第5条 公衆衛生上の安全の配慮

第6条 情報の公開

第7条 個人情報保護の確保

第8条 研究の体制

第2章 研究の体制

第1条 研究の体制

第2条 研究の体制

第3条 研究者等の基本的な責務

第4条 研究者の責務

第5条 総括責任者の責務等

第6条 研究機関の長の責務等

第7条 組織の代表者等の責務等

第8条 研究機関の基準

第9条 倫理審査委員会